

令和元年村上市議会第2回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和元年7月9日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 報第 8号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 9号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第10号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第11号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報第12号 平成30年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
- 第 6 報第13号 専決処分の報告について
報第14号 専決処分の報告について
報第15号 専決処分の報告について
報第16号 専決処分の報告について
- 第 7 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議第55号 専決処分の承認を求めることについて
議第56号 専決処分の承認を求めることについて
議第57号 専決処分の承認を求めることについて
議第58号 専決処分の承認を求めることについて
議第59号 専決処分の承認を求めることについて
議第60号 専決処分の承認を求めることについて
議第61号 専決処分の承認を求めることについて
議第62号 専決処分の承認を求めることについて
議第63号 専決処分の承認を求めることについて
議第64号 専決処分の承認を求めることについて
議第65号 専決処分の承認を求めることについて
議第66号 専決処分の承認を求めることについて
議第67号 専決処分の承認を求めることについて
議第68号 専決処分の承認を求めることについて

- 議第 6 9 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 9 3 号 専決処分の承認を求めることについて
第 9 議第 7 0 号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 1 号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 2 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 3 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 4 号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 5 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 6 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 7 7 号 市道路線の認定について
議第 7 8 号 市道路線の変更について
議第 7 9 号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 0 号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 1 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 2 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 3 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 4 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 5 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 6 号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 7 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第 8 8 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
第 1 0 議第 8 9 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 1 議第 9 0 号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 9 1 号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 9 2 号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定

- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報第 8号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報第 9号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報第10号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 報第11号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 報第12号 平成30年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 6 報第13号 専決処分の報告について
 報第14号 専決処分の報告について
 報第15号 専決処分の報告について
 報第16号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議第55号 専決処分の承認を求めることについて
 議第56号 専決処分の承認を求めることについて
 議第57号 専決処分の承認を求めることについて
 議第58号 専決処分の承認を求めることについて
 議第59号 専決処分の承認を求めることについて
 議第60号 専決処分の承認を求めることについて
 議第61号 専決処分の承認を求めることについて
 議第62号 専決処分の承認を求めることについて
 議第63号 専決処分の承認を求めることについて
 議第64号 専決処分の承認を求めることについて
 議第65号 専決処分の承認を求めることについて
 議第66号 専決処分の承認を求めることについて
 議第67号 専決処分の承認を求めることについて
 議第68号 専決処分の承認を求めることについて
 議第69号 専決処分の承認を求めることについて
 議第93号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

- 議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第77号 市道路線の認定について
- 議第78号 市道路線の変更について
- 議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第11 議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（26名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	14番	竹内喜代嗣君

15番	平山	耕君	16番	川崎	健二君
17番	木村	貞雄君	18番	小田	信人君
19番	長谷川	孝君	20番	小林	重平君
21番	佐藤	重陽君	22番	大滝	国吉君
23番	大滝	久志君	24番	山田	勉君
25番	板垣	一徳君	26番	三田	敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋	邦芳君
副市長	忠	聡君
教育長	遠藤	友春君
総務課長	竹内	和広君
企画財政課長	東海林	豊君
自治振興課長	山田	和浩君
税務課長	建部	昌文君
市民課長	八藤	後茂樹君
環境課長	中村	豊昭君
保健医療課長	信田	和子君
介護高齢課長	小田	正浩君
福祉課長	木村	静子君
こども課長	鈴木	美宝君
農林水産課長	大滝	敏文君
地域経済 振興課長	川崎	光一君
観光課長	大滝	寿君
建設課長	伊与部	善久君
都市計画課長	山田	知行君
下水道課長	志村	悟君
水道局長	山田	広良君
会計管理者	大滝	慈光君
農業委員会 事務局長	小川	良和君

選挙管理委員会 委員長	佐藤	廣君
選管・監査 事務局長	佐藤	直人君
消防長	鈴木	信義君
学校教育課長	菅原	明君
生涯学習課長	板垣	敏幸君
荒川支所長	小川	剛君
神林支所長	石田	秀一君
朝日支所長	岩沢	深雪君
山北支所長	斎藤	一浩君

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	内山	治夫
副参事	鈴木	木涉

午前 9時59分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和元年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、去る6月18日22時22分に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震では山北地域、府屋で震度6強という大きな揺れを観測し、府屋集落を中心として一般住宅、公共施設や道路などに多くの被害をもたらしました。被害に遭われた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。発災から約3週間がたとうとしておりますが、この間国・新潟県を初め、災害協定を締結しております自治体を初め、多くの自治体、企業や各団体のほか、ボランティアの皆様方から温かいご支援をいただきましたことに村上市民を代表して心からお礼を申し上げる次第であります。梅雨時でもあることから、大雨などの警戒に細心の注意を払いながら、被災された市民の皆様が一日でも早く日常生活を取り戻すことができますよう、取り組みを全力で進めているところであります。また、これから最盛期を迎える観光産業や市内経済への震災による影響を最小限に抑えるためにも引き続き、国・県を初め、関係機関と連携しながら全力で対策に取り組んでいくこととしているところであります。引き続き、関係者の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和元年6月2日に告示されました村上市長選挙におきまして市民の皆様から信任を賜り、引き続き市長の重責を担わせていただくことになりました。改めてその責任の重さを痛感し、市勢発展のためまちづくりをしっかりと進めていくこと、そして真に市民のためとなる市政を貫いていくという気持ちを新たにしているところであります。行政において継続は重要であります。これまで進めてまいりました施策につきましてもより確固たるものとし、さらには最大限の効果を発揮できるよう取り組みを進めてまいり所存であります。

現在、村上市は第2次村上総合計画の中間地点にあり、人口減少に向けた対策として策定された村上総合戦略の終期を迎えております。これまでの間子どもを育てる環境づくりや地域経済への積極的支援、さらには地域資源を生かした本市の魅力づくりなどについて力強く取り組んできたところではありますが、人口の減少については依然厳しい状況が続いております。また、このたびの震災により大きな被害が発生したわけではありますが、市民の安心・安全を最優先とし、国が国土強靱化として防災・減災のための対策を強く推し進めている状況を踏まえ、引き続き国・県と連携しながら防災・減災対策を進め、なお一層災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。これからこれ

ら厳しい状況の中にありますが、市民に安心と誇りの持てる暮らしを提供し続けていくために、引き続き全力を投じ、持続可能な村上市の運営と市民ひとりひとりが幸せを実感できる魅力ある村上市の創造に努力してまいり所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位の格段のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

本日ご提案いたしました議案は、報告9件、人事案件2件、専決処分の承認16件、条例の一部改正17件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件、補正予算4件の合わせて50件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君）　これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1　議席の指定

○議長（三田敏秋君）　日程第1、議席の指定を行います。

さきの村上市議会議員補欠選挙で当選された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、鈴木一之君は8番に、高田晃君は10番に、嵩岡輝夫君は13番にそれぞれ指定をいたします。

日程第2　会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君）　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、13番、嵩岡輝夫君、14番、竹内喜代嗣君を指名いたします。ご了承願います。

日程第3　会期の決定

○議長（三田敏秋君）　日程第3、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについての報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長　尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君）　それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

令和元年第2回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る7月2日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日7月9日から31日までの23日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

11日、12日の2日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、23日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、24日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、25日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、29日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

31日には本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審査を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。理事者側提案の議案の取り扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第8号から報第12号までの5議案につきましては、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

報第13号から報第16号までの損害賠償に係る専決処分の報告及び変更契約の締結についての4議案は、一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第53号及び議第54号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案は、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第55号から議第69号及び議第93号の各会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについての16議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第70号から議第88号までの19議案については、一括上程、一括質疑の後、議第70号から議第73号までの4議案については総務文教常任委員会へ、議第74号から議第76号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第77号から議第88号の12議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

次に、議第90号から議第92号までの3議案は、一括上程、一括質疑の後、議第90号及び議第91号の2議案は市民厚生常任委員会へ、議第92号は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、6月28日午後5時で締め切ったところ、10名の通告があり、11日、12日に各5名で2日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は30日、その他の意見書の提出期限は22日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から7月31日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から7月31日までの23日間と決定をいたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議会側から常任委員会の委員の指名と議会運営委員会の委員交代について報告いたします。

さきの村上市議会議員補欠選挙により当選された議員の常任委員会は、委員会条例第8条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付の資料のとおり指名をいたしましたので、ご報告をいたします。

また、去る7月3日、小林重平議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第14条の規定により、同日これを許可し、新たに平山耕議員を議会運営委員に指名しましたので、報告をいたします。

次に、理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、6月18日22時22分に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震及びその後の大雨へのこれまでの対応などについてご報告いたします。

令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震につきましては、別紙資料をごらんください。地震の概要ですが、震源地は山形県沖、地震の規模はマグニチュード6.7、震度は府屋で6強を観測いたしました。津波注意報につきましては、同日22時24分に発表され、村上市周辺の観測地点で

ある鶴岡市鼠ケ関では22時27分に第一波が到達しており、最大波は22時34分、波の高さは11センチメートルと確認されております。本市の災害対策本部につきましては、地震発生後の6月18日23時00分に開設し、本部会議は合計16回開催をいたしました。余震が懸念されていた期間が経過したこと、被害の大きかった府屋地区の約400世帯を対象とした個別訪問が終了し、今後の心のケアに向けた支援体制のベースが構築できたこと、被災した箇所を含め新たな災害が発生していないことから、去る7月5日17時をもちまして災害対策本部から災害警戒本部へ移行しているところであります。指定避難所の開設状況につきましては、合計18カ所を開設し、最大避難者数は836人でありましたが、翌朝6月19日の午前9時には解消いたしております。また、翌日6月19日の11時45分と13時50分に大雨による土砂災害の危険性が高まったとして警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を4カ所設置し、最大避難者数は34人でありました。また、翌週6月27日17時20分にも大雨による土砂災害の危険性が高まったとして警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を3カ所設置し、その際の最大避難者数は28人でありました。地震による被害の状況ではありますが、人的被害といたしましては重傷2人、軽傷1人でありました。本市公共施設の被害状況につきましては、インフラ施設及び事業用施設において被害が発生しており、7月8日現在の集計では概算被害額は2億2,000万円となっております。また、住宅等被害状況調査につきましては被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害状況調査を実施いたしました。特に罹災証明交付のための住宅被害状況調査につきましては相互応援協定によるチームにいがたの活動により迅速に調査が実施され、いち早く証明書を発行することができました。結果につきましては、屋根瓦の破損や落下の危険性が指摘される事例はありましたが、建物自体の倒壊の危険性が指摘された事例はありませんでした。改めて被害に遭われました皆様に対しましてお見舞いを申し上げます。

次に、住民の生活支援といたしましてはさんぼく会館を会場に3日間実施した総合相談会を初め、被災者の心のケア支援として村上地域振興局健康福祉部の協力により、保健師が府屋地区の全戸を対象に訪問活動を行ったほか、記載内容の対応を行ってまいりました。いずれも関係機関、団体等のご協力をいただき実施したものであり、この場をおかりし、感謝を申し上げます。今後も時間の経過とともに、状況や住民ニーズは変化していくと考えられますが、その状況に応じたきめ細かな対応を講じていくことといたしております。

次に、義援金等受け入れ状況についてであります。災害支援フォームによるふるさと納税及び専用口座による義援金受け入れにより、全国の多くの皆様から善意を寄せられております。また、救援物資の受け入れや国・県からの支援、災害協定等による支援、加えて全国のボランティア団体による現地活動など、大変ありがたく感謝を申し上げます。

次に、6月25日には今回の地震により同様に被災をした山形県鶴岡市と連携し、災害対応に当たることを目的として山形県沖地震鶴岡市・村上市災害対策合同本部を設置し、翌26日には内閣府特

命担当大臣である山本防災担当大臣、さらには菅内閣官房長官にそれぞれ地震災害の現況を報告した上で、今後の災害復旧、被災された市民の生活支援、地震発生に伴う地域経済への風評被害の解消といった幅広い支援策につきまして要望を行ったところであります。さらには記載のとおり、自由民主党岸田政調会長、同党今村災害対策特別委員長、坂本同委員会事務局長、山本防災担当大臣には地震被害箇所を直接視察していただき、重ねて具体的な状況確認と支援体制の方向性について情報を共有させていただいたところであります。また、先日7月5日には安倍内閣総理大臣が来市された際にも最大限の支援体制につきまして要請を行ったところであります。本市といたしましても引き続き機会を捉えて要望を継続しながら、確かな支援につながるよう取り組みを進めてまいります。復旧に向けた本市独自の取り組みといたしましては、村上市住宅リフォーム事業を拡充して実施いたします。今回の地震で被災した住宅の屋根瓦の修繕に対し、リフォーム事業補助金を交付し、復旧を支援をいたします。現在トータルで300棟ほど予定しており、一刻も早くしっかりと居住環境をサポートしていくため、これに要する経費7,850万円につきましては補正予算を専決させていただいており、本定例会にご提案を申し上げているところであります。また、チーム村上震災復興キャンペーン「がんばろう村上宣言」についてであります。被災の大きかった山北地区におきましても徐々に日常生活に戻りつつある状況ですが、市内の観光地・観光施設におきましては風評によりキャンセルが多数発生し、地域経済に大きな影響を与えております。全国の皆様からは、さまざまな場面で多くの励ましが寄せられており、こうした状況下にあつて本市として大切なことは市民一丸となつてこの事態に臨むこと、そしていただきました支援への感謝とお礼を広く市内外に発信していくことと考え、緊急行動として呼びかけをさせていただいたところ、多くの方々にご賛同いただき、実施の運びとなりました。今後はチーム村上として統一したがんばろう村上ののぼり旗を掲示するなど、正確な情報発信に努めてまいります。観光産業への風評被害対策としては、現在国・県への要請とともに山形県鶴岡市とも連携し、その対応について進めているところであります。

次に、火災の発生状況であります。平成31年第1回定例会でご報告を申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災3件、車両、その他火災2件で計5件であります。

次に、6月16日の大雨及び強風による被害につきましては配付報告書のとおりであります。坂町駅前駐輪場建屋の倒壊等につきましては、6月15日の深夜に坂町駅前駐輪場建屋が強風にあおられ倒壊し、隣接する坂町駅前駐車場に駐車していた利用者の車両を損傷させたものであります。被害に遭われた利用者へは誠心誠意おわびを申し上げ、その後の対応を進めているところであります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から5月までの間に2,766件、総額で5,421万7,000円の申し込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては記載の事業者様から件数で3件、金額で140万円の寄附をいただいたものであります。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

次に、既に報道されておりますが、2020年3月26日に福島県からスタートする東京2020オリンピック聖火リレーのルートに村上市が決定をいたしました。新潟県内では、2020年6月5日、6日にリレーが行われますが、本市は6日、新潟県の終点となり、岩船港港湾緑地でステージイベントなどが実施される予定であります。詳しいリレーコースなどにつきましては、順次オリンピック組織委員会で決定される予定となっております。5月に村上市スケートパークで開催された第3回日本スケートボード選手権大会において、平野歩夢選手が優勝し、2019年度強化指定選手に選出され、東京2020オリンピックに向け機運が盛り上がりつつある中で聖火リレーのルートに決定されましたことはスケートボードの聖地を目指す本市にとって大変弾みとなります。聖火リレーの開催を契機に本市が有する自然の美しさや食、伝統文化などの魅力を国内外に発信し、スケートボードのまち村上の定着を着実に進めていくとともに、スポーツ全体の振興につながるよう努めてまいります。

最後に、7月4日に判明をいたしました肺がん検診における個人情報漏えい（紛失）事案の発生についてであります。本市が検診業務を委託する実施機関である医療法人徳洲会山北徳洲会病院におきまして、肺がん検診で撮影しました6月13日及び14日の画像データのうち、13日受診者101人分の個人情報が保存されたUSB1本の所在が不明であることが読影依頼業者からの連絡により判明したものであります。USBにつきましては、双方で検索をいたしました但、発見に至っておりません。紛失した個人情報は、データの形式上、専用の機器でないと表示できず、一般の人が内容を閲覧することは極めて困難であること、紛失したと考えられる場所が限られ、外部流出の可能性が低いことなどから2次被害の可能性については相当程度低いものと考えられ、現段階で本件に関すると思われる被害報告はございません。しかしながら、検診実施機関においてこのような事案が発生したことにつきましては大変遺憾であるとともに、個人情報をお預かりする立場として検診を受診された皆様に大変な不安とご迷惑をおかけいたしましたことに心よりおわびを申し上げる次第であります。山北徳洲会病院に対しましては、再発防止の徹底を強く求めるとともに、本市といたしましては対象者の皆様には7月8日付で報告とおわびの文書を送付しております。今後同様の事案が発生することがないように、検診実施機関への指導を徹底してまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの報告についての質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 報告ご苦労さまでございました。それでは、早速諸般の報告のほうから二、三点お伺いしたいと思います。

ただいま市長のほうから住宅リフォームという格好での事業費、専決で行ったということで配付された議案書を見ますと、7,850万円専決で処分しているということはどうかがうことができました。繰越金を充てて7,850万円という格好での専決というにはうかがうことができましたが、8番目の項目にある義援金の受付状況、これについての使途、それから今後の配分方法等について試案等、方

針が決まっていればお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 義援金等につきましては、7月、今月中に配分の委員会を立ち上げてから配布をすることになります。直接義援金のもと市の歳入のほうに災害見舞金としていただいているものもございますので、それらの用途については本来このふるさとチョイスも含めまして被災者へという思いが強いというところはその寄附者の方の意向でございますので、最大限に配慮した形で、ただやり方等については十分検討が必要かというふうに現在は考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 義援金ですので、その辺の趣旨、全国からそういう気持ちでよこした義援金という格好で、使い方については被災者全員に行き渡るといような格好の配布を検討していただきたいと、そう思っております。

それから、もう一点、議長、よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 肺がん検診の漏えいのことについてお伺いしたいと思います。非常に私もこれは遺憾であるという格好ですので、二度とこういうことがないようにということで、非常に重要な個人情報になります、特に医療の問題ですので。それで、当然今市長のほうから報告の中には徳洲会病院のほうには非常に強い指導をしたという格好でのお話がありましたけれども、これを徳洲会病院からもう一方の解読する業者というのですか、そういうところのほうの指導というのはいかがだったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 読影業者につきましても徳洲会病院とのデータのやりとりの中で甘い部分があったということでございますので、徳洲会病院を通じて今後こういうことがないように書類等のやりとりをしっかりとすることで伺っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 私非常にこれ重要なことなので、市は委託している、直接市の担当者がかかわっていないということですが、2つの業者、病院とそれを解読する業者、2つの機関がかかわっているということですので、私はできれば徳洲会病院にその解読者のほうの指導を任せるのではなく、やはり担当課、担当市としても一言やはり注意を促すという格好でお願いしたいと、そういうことが今後二度とこういうことの発生につながらないのではないかと、格好で念を押して、ひとつ注意を図っていただきたいと、そう思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の事案については、私も本当に遺憾に思っているわけでありましてけれど

も、その中で幾つか双方のやりとりの中でUSBのデータ、これはハードになるわけですが、それがどういうふうな形で受け渡しがされているのか。貴重品の輸送というルールでやられているわけですが、その過程において幾つかのやはりそういうおそれが発生することあるだろうというふうなこともあります、私が聞く範囲でありますけれども。それについては、しっかりとコンプライアンスの関係からもその辺を可視化してどういうふうな形でやりとりをして、どういうふうな形でそれを要するに送って戻ってきて、それを完結させるかというようなことをしっかり可視化させなければだめだということを指示しておりますので、これは実施機関、それと読影事業者、これの双方に当てはまる話でありますので、それを早急に私のほうに聴取をさせていただきたいと、そういう形で指導を強化してまいります。

○3番（本間善和君） では、二度とないようにひとつお願いしたいと申し上げます。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 質疑なしと認めます。

続いて、選挙管理委員会委員長から報告をお願いいたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐藤 廣君） おはようございます。このたびの令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における投票所入場券の本庁期日前投票期間の誤りについてご報告申し上げます。

投票所入場券の本庁期日前投票期間につきましては、7月5日から7月20日と記載すべきところ、6月3日から6月8日と誤って記載されたものを有権者の皆様に送付したものでございまして、有権者からの問い合わせにより判明いたしました。原因につきましては、投票所入場券に記載の期日前投票の場所、期間及び時間を一覧表によりわかりやすく表記ができるようにと電算システムの改修を実施したプログラムにふぐあいがあったことと印刷処理作業時の確認不足によるものでございます。このような不適切な事務処理を行い、市民・有権者に対しまして不信の念を抱かせてしまいました。議員各位、市民並びに有権者の皆様に選挙管理委員長として深くおわび申し上げます。今後適正な選挙事務を徹底させるため、確認体制の強化など改善策を行い、再発防止を行っていくこととしております。大変申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） ただいまの報告について質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） お疲れさまでございます。今回のこの事案につきましては、さきの新聞報道等を読むと業者側の瑕疵によるものというふうに受け取った市民の方が多分余計いると思うのです。今ほど委員長のお話聞くと、確かにそのデータのプログラムの部分はあるかもしれないけれど

も、最終的には選挙管理委員会でのチェックが甘かったなというふうには私は理解しているのですが、委員長、どうお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） まずもって、このたび本当に確認不足によりまして、このようにご心配・ご迷惑をおかけいたしましてまことに申しわけございません。さらには有権者の皆様へ選挙事務に対する不信の念を抱かせることになるような結果を招きまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

今ほど議員がおっしゃるように1つには電算の委託業者のシステムのふぐあいがありました。これは、1つの原因でございますが、もう一つ大きな原因としましてはこの投票所入場券の印刷処理の手順のときに職員がそのシステムを使いまして入力をするわけでございますが、その入力をして職員、こういった間違いがないものというような先入観のもとに作業しまして、その確認が不十分であった。また、ほかの他の職員でそういうチェック体制といたしますか、十分確認するようなこともちょっと不十分だったということでこのような結果を招いてしまったということで今後は十分なチェック体制、そのチェックに対して可視化チェックリスト等をつくりまして、二度とこのようなことがないように徹底をしたいと思っておりますので、大変申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ村上市の選挙管理委員会の規程を見ますと、第24条に文書の決裁というのがありまして、起案に関しては事務局長を経て選挙管理委員長の決裁を受けなければならないというふうになっているわけです。今回のやつに関しては、委員長さんが自分で見て判断されたのかどうか、そこだけをお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） ただいまの決裁をしたかという件でございますが、出力を、テスト印刷をしまして、その点については決裁による選挙管理委員会委員長さんの決裁をもらうような、そういう手続はしておりませんでした。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これ私のところにいろんな人から電話いただいて、選挙管理委員会の委員の皆さんには報酬等もお支払いしているわけなので、そうすると試してみれば職務怠慢ではないかと、言葉ちょっときついかもしれないですけども、そういうふうに見られている市民の方も実際いるわけです。それに伴って今回このチラシをまた全戸に配布した、そういうふうな要らない経費といえども要らない経費が発生しているのです、その辺選挙管理委員長としてどうお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） 済みません。かわってお答えさせていただきたいと思っております。

この印刷の作業につきましては、事務局のほうで行っております、選挙管理委員さんには事前

のこのように行います。それから、報告をしておりますけれども、その印刷するときに来ていただいて決裁をいただくということはやっておりません。あとそういった今全戸配布させていただきましたチラシ等を、たしかそういうことを発生をさせていただきましたけれども、それにつきましてちょっと検討中といいますか、結果出ておりません。

○7番（尾形修平君） わかりました。これ本当にあつてはならない事案が発生したので、今後気をつけていただきたいことと過去にも何度か選挙管理委員会でないけれども、そういう文書の間違いというのは本当にダブルチェックかけていけば、必ずわかるはずなので、その辺今後徹底していただいて、今後このようなことのないようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第5 報第 8号 村上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第 9号 村上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第10号 村上市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報第11号 村上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第12号 平成30年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第8号から報第12号までの5議案は、繰越計算書の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第8号から報第12号の5議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

最初に、報第8号から報第10号の3議案は一般会計、下水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和元年度に繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、報第8号の村上市一般会計では第3款民生費の老人ホーム運営経費を初め、14件に関するものであります。

次に、報第9号の村上市下水道事業特別会計では第1款下水道費の公共下水道建設経費及び公共下水道改築更新経費に関するものであります。

次に、報第10号の村上市集落排水事業特別会計では第1款集落排水費の農業集落排水改築更新経費に関するものであります。

次に、報第11号は一般会計の事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。令和元年度に繰り越すべき額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第9款消防費の防災対策一般経費及び第10款教育費の（仮称）村上市スケートパーク施設建設事業経費に関するものであります。

次に、報第12号は上水道事業会計の予算繰越の報告についてであります。令和元年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設または改良費の繰越額を同条第3項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、第1款資本的支出の改良事業費において仲間町地内公共下水道事業の進捗に合わせ共同埋設する配水管の改良工事費を繰り越すものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 伺います。報第8号について、これは平成30年度村上市一般会計繰越明許費繰越計算書でありますけれども、その中の商工費のこの住宅リフォーム事業経費なのですけれども、性質上、繰越明許費になるのを、その繰り越した理由が納得できるものであるかというようなことを考えると、ちょっとわからないなというような面があるので、それと歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについては予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用すると、そういった関係であれなのですけれども、平成30年度のこの一般会計では当初予算に計画どおりの予算化して執行も終わり、計画どおり執行も終わっていると。平成31年度の当初予算のときには補正した分で、これあるわけなのですけれども、そういった関係からいくと、どうもちょっと納得いかないことがあるので、こういった予算の組み方というか、その会計の性質上というのは正常なやり方なのですか。その辺伺います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 繰り越しのこの事業につきましては、繰越明許につきましては3月の最終補正で繰り越すことを既に議決いただいているものということでございますので、特に財政運営上こういう形がいいかどうかというよりもそういう形でもう議決をいただいたものの最終確定したものを今報告させていただいているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、そういった性質上とか、そういうものは問題なくて、最終的に

議会で諮って決定したものであればいいというような考え方でよろしいでございますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 正常な案件処理であります。平成30年度に市民の利便性を考慮して住宅リフォーム事業を打ちました。これについては、時期的に遅い時期だったものですから、それを繰越事業としてやりますよということでスタートさせておりますので、その部分が今確定したということでもありますので、あくまでも市民側優先に取り組んだ内容でありますし、事務の執行としては特段何物にも抵触するものではありません。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そういった市民の側から見れば、それは結構なのですけれども、今回私質問したのは今回の災害におけるようなものであれば補正で膨らんでいくわけなのですけれども、当初の予算を満たしたような形でもって、そして次年度に繰り越していくというような予算の性質上なので、伺ったわけなのですけれども、過去にこういったこともあったのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） いずれにしてもやはり私これまでも申し上げておりますし、これまでの施策の中でもそうでありましたけれども、要するに会計年度の波をつくらない。常に継続をして一定の財政出動をするということが多分地域経済にとっては一番重要な視点であります。今回住宅リフォームにつきましては、そういう視点から多くの要望もございました、要請もありましたので、景気の腰折れをさせないという意味で打ったわけでありますから、それが結果として手法的には繰越事業という形で進むわけありますので、これ全く問題ないと思っておりますし、1期目就任後常にそういうことを念頭にしながら、4月、年度初めの経済が若干停滞する時期を停滞させないようにこれまでも4月早々に入札を執行したり、随意契約できるものについてはその事業を出していくというふうなことをやってきておりますので、それが今村上市の経済をしっかり支えているのだというふうに思っております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第13号 専決処分の報告について

報第14号 専決処分の報告について

報第15号 専決処分の報告について

報第16号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第13号から報第16号までの4議案は、いずれも専決処分の報告

についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第13号から報第16号の4議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

最初に、報第13号から報第15号までの3議案につきましては、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分をいたしたものであります。

報第13号は、平成30年12月21日、小川地内において市道上に設置された集水ます上を相手方車両が通過した際縞鋼板がはね上がり、車両の燃料タンクを損傷させたものであります。

次に、報第14号は平成31年1月15日、村上市府屋地内を相手方が歩行していたところ、夕刻で暗かったため、ふたがかかっていない側溝に気づかず転倒し、負傷したものであります。

次に、報第15号は平成31年3月12日、村上市九日市地内の市道九日市牧目線上において職員が公用車で訪問先玄関に駐車しようとして一旦停止し、後進の後斜め前方に進んだところに後方から走行してきた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものであります。

以上、ご説明させていただきました3件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

次に、報第16号は荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の変更契約の締結についてであります。本工事の契約につきましては、平成29年6月30日、平成29年第2回臨時会においてご議決をいただき、工事に着手したものであります。請負額に変更が生じたことから、設計変更に伴う変更契約を行ったものであり、議会の委任事項のため専決処分したものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） お伺いします。報第14号のこの案件ですけれども、このけがをされた女性には大変お気の毒なのですけれども、これは女性のほうにも過失がある。暗い道を歩いている。基本的にはその方の危機管理の問題もあるわけですので、これは負担割合が幾らか、市が幾ら、女性が幾らというような割合があるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） あくまでも道路管理者としての責任ということで、その方の不注意という点については負担割合はございません。10・ゼロでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） この場合の支払いの基準という、支払いをする場合の規定・基準というのは存在するのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 市で行っている総合賠償保険の中で議案書のこの（４）、賠償理由のところに記載はございますが、相手方の責めに帰すべき事由も認められないということで10・ゼロなわけですが、治療費、生活サポート用品、介助入浴料、通院交通費及び傷害慰謝料となっていますが、あくまでも保険で払える規定の中でこの傷害慰謝料を除く部分が5万9,520円、そのほか通院実績から算出したもので28万5,600円が今の総合賠償保険の中で払える額という規定の中で支払いをさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） けがをされたこの方には非常に気の毒なのですけれども、不注意で歩いても市の管理している道路でけがしたら、それは払わなければいけないのではないかという事例が今後も大いに発生し、そのような懸念を持つものであえて忠告させていただきました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第53号及び議第54号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第53号及び議第54号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明をご説明申し上げます。

これらは、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち2人の方が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、議第53号におきましては中倉清氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第54号につきましては今期をもって退任される菅井克彦氏の後任として吉村和昭氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。
最初に、議第53号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第54号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議第55号 専決処分の承認を求めることについて
議第56号 専決処分の承認を求めることについて
議第57号 専決処分の承認を求めることについて
議第58号 専決処分の承認を求めることについて
議第59号 専決処分の承認を求めることについて
議第60号 専決処分の承認を求めることについて
議第61号 専決処分の承認を求めることについて
議第62号 専決処分の承認を求めることについて

議第63号 専決処分の承認を求めることについて

議第64号 専決処分の承認を求めることについて

議第65号 専決処分の承認を求めることについて

議第66号 専決処分の承認を求めることについて

議第67号 専決処分の承認を求めることについて

議第68号 専決処分の承認を求めることについて

議第69号 専決処分の承認を求めることについて

議第93号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第55号から議第69号まで及び議第93号の16議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第55号から議第69号及び議第93号の16議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

最初に、議第55号は地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、村上市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、個人市民税では令和2年12月31日までに居住の用に供した消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長するものであります。また、令和3年1月1日施行で子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、前年の合計所得金額が135万円以下で現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない方を個人市民税の非課税措置の対象に加えるものであります。車体課税では、令和元年10月1日から導入される軽自動車税環境性能割において、令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車に係る税率を消費税率引き上げに合わせて1%軽減する措置を講ずるものであります。また、軽自動車税種別割のグリーン化特例において、自家用乗用車を令和元年度及び令和2年度に取得した場合は現行の特例措置を延長するなどの措置を講ずるものであり、地方税法等の一部を改正する法律等が原則として平成31年4月1日から施行となることから、専決処分させていただいたものであります。

次に、議第56号は地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、村上市国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、施行期日が平成31年4月1日のため、専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円とするものであります。また、軽減措置に係る軽減判定所得につきましては5割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減対象世帯の算定における被保険者数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるものであります。

次に、議第57号は平成30年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,650万円を追加し、予算の規模を376億5,380万円にいたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第10款地方交付税で特別地方交付税1億7,650万円を、歳出におきましては第8款土木費で除雪対策経費に1億7,650万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第58号は平成30年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。各款にわたり事業費などの確定による所要の調整を行い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億3,480万円を減額し、予算の規模を371億1,900万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、第2款地方譲与税から第15款県支出金までについて交付額の確定等による精算処理を行いました。第17款寄附金では、ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金として2,500万円を追加し、第18款繰入金では基金繰入金4億417万円を、第21款市債では2億6,840万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金の調整などにより1,899万5,000円を、第3款民生費では国民健康保険及び介護保険の特別会計への繰出金の調整などにより3,440万4,000円を、第4款衛生費では予防業務経費及びごみ清掃対策経費などの事業費の確定により2,975万4,000円を、第6款農林水産業費では農地・水保全管理支払経費などで事業費の確定により1億3,773万7,000円をそれぞれ減額をいたしました。さらに、第7款商工費で蒲萄スキー場特別会計繰出金の調整などにより769万円を、第8款土木費では下水道事業特別会計繰出金の調整などで9,780万8,000円を、第9款消防費では防災行政無線管理経費などの事業費確定により2,252万5,000円を、第10款教育費では（仮称）村上市スケートパーク施設建設事業経費などの事業費確定により2億88万円をそれぞれ減額いたしましたほか、第13款諸支出金では基金積立金で1,900万円を追加をいたしました。

第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額の変更及び廃止をするものであります。

次に、議第59号は平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ880万円を減額し、予算の規模を5億9,110万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第2款使用料及び手数料で情報通信施設使用料424万7,000円を追加し、第3款繰入金では一般会計繰入金1,356万5,000円を減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で各地区施設維持管理経費の事業費の確定により、876万8,000円を減額をいたしました。

次に、議第60号は平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ470万円を減額し、予算の規模を5,490万円といたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第2款使用料及び手数料で一般使用料188万1,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金311万3,000円をそれぞれ減額し、第5款諸収入では雑入27万6,000円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費の事業費確定により451万2,000円を、第2款公債費では起債償還利子17万2,000円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第61号は平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,100万円を追加し、予算の規模を65億3,040万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第1款国民健康保険税で535万円を追加し、第5款県支出金では保険給付費等交付金の確定などにより1億3,621万7,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金870万円をそれぞれ減額し、第8款繰越金でその他繰越金2億3,055万6,000円を追加するなど、決算見込みにより所要の調整を行いました。

歳出におきましては、第2款保険給付費で退職被保険者等高額療養費870万円を減額し、第5款基金積立金では財政調整基金積立金1億円を追加いたしました。

次に、議第62号は平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,000万円を減額し、予算の規模を78億450万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第1款保険料で第1号被保険者保険料3,255万2,000円を減額し、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで4,249万8,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金4,320万円を、第6款県支出金では介護給付費負担金2,175万円を、第8款繰入金では介護給付費繰入金2,000万円をそれぞれ減額いたしました。

また、歳出におきましては第2款保険給付費で事業費の確定により各種サービス給付費1億6,000万円を減額いたしました。

次に、議第63号は平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,380万円を減額し、予算の規模を45億4,610万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金で一般会計繰入金6,334万5,000円を、第6款諸収入では受託事業収入などで1,505万5,000円を、第7款市債では公共下水道事業債1,540万円を事業費の確定によりそれぞれ減額いたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で公共下水道建設経費などで事業費の確定により9,072万

1,000円を、第2款公債費では公共下水道事業債償還利子などで301万9,000円をそれぞれ減額をいたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議第64号は平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、予算の規模を12億250万円にいたしました。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第2款使用料及び手数料で10万円の追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で969万円を減額し、第2款公債費で979万円の追加をいたしました。

次に、議第65号は平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,000万円を減額し、予算の規模を11億9,250万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第4款繰入金で一般会計繰入金600万円を、第6款諸収入では排水設備等設置資金貸付金収入400万円をそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で農業集落排水事業施設維持管理経費などの事業費の確定により950万円を、第2款公債費では農業集落排水事業債償還利子などの確定により50万円をそれぞれ減額をいたしました。

次に、議第66号は平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,040万円を減額し、予算の規模を4億430万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金で一般会計繰入金500万円を、第6款市債では簡易水道事業債2,540万円を事業費の確定によりそれぞれ減額をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で施設維持経費140万円を、第2款施設費では簡易水道建設改良経費で2,900万円を事業費の確定などによりそれぞれ減額をいたしました。

なお、第2条、地方債の補正は、借入額の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議第67号は平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出におきまして平成30年度分の消費税及び地方消費税額が確定したことにより、第2項営業外費用に消費税及び地方消費税799万5,000円を追加し、総額を10億6,599万3,000円といたしました。

次に、議第68号は令和元年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,770万円を追加し、予算の規模を325億9,770万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、天皇陛下ご即位慶祝事業や国の消費税増税に対するプレミアム付商品券事業経費などであります。

歳入におきましては、第14款国庫支出金ではプレミアム付商品券事務費補助金及び感染症予防事業費等国庫補助金などで2,473万7,000円を、第19款繰越金では前年度繰越金1,296万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で一般管理経費などで340万4,000円を、第3款民生費ではプレミアム付商品券事業経費で2,221万5,000円を、第4款衛生費では予防業務経費で850万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。さらに、第6款農林水産業費では林業振興一般経費で26万7,000円を、第7款商工費では商工振興一般経費及び企業誘致経費などで328万円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、債務負担行為の補正は、みのり保育園ほか2園の空調設備リース料を追加をいたしました。

次に、議第69号は令和元年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,870万円を追加し、予算の規模を326億5,640万円にいたしました。

補正の主な内容といたしましては、6月18日に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震などに伴う災害復旧に係る経費の追加であります。

歳入においては、第19款繰越金で前年度繰越金5,870万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第4款衛生費でごみ清掃対策経費1,500万円を、第6款農林水産業費では林業施設経費などで311万円を、第8款土木費では道路維持管理経費100万円を、第9款消防費では防災対策一般経費などで740万円を、第11款災害復旧費では公共土木施設災害復旧費及び保健体育施設災害復旧費などで3,160万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第93号は令和元年度村上市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,850万円を追加し、予算の規模を327億3,490万円にいたしました。

補正の主な内容といたしましては、山形県沖を震源とする地震により被災した住民の生活再建支援に早急に対応するための経費の追加であります。

歳入におきましては、第19款繰越金で前年度繰越金7,850万円を追加し、歳出におきましては第7款商工費で被災住宅リフォーム事業経費7,845万円を追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、高田晃君。

○10番（高田 晃君） お尋ねいたします。議第58号、平成30年度の一般会計補正予算（第9号）ですが、最終的な歳入歳出の調整をされたということですが、1点だけちょっとこの部分について確認をしたいところがあります。20ページ、民生費、児童福祉費の児童福祉総務費のほうです。ここで子ども・子育て支援事業計画の経費、これは計画の委託料だと思っておりますが、260万円ほど減額されております。たしかこの計画は、今年度が5カ年の計画の終期であると思っております。次年度に向けて

第2期というのですか、第2次というのですか、この計画の策定をしていると思うのですが、この減額、かなりの額ですけれども、この理由はどんな理由だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（鈴木美宝君） 今ほどのご質問についてお答えをさせていただきます。

計画のほうは、昨年度と今年度と2カ年で計画のほうを作成をいたします。それで、委託料算出の際にこちらのほう、委託業者の方の研究員の単価を上級の研究員で単価を試算をしていたということで予算を計上させていただいておりました。ところが、本市の計画の規模であったりということで上級の研究員までは必要がないというような判断で委託業者の方との話し合いの中で単価を下げた職員の方で作業をしていただくという結果になりまして、結果的にこちらの委託料ではありますが、中身はほとんど人件費ということになります。それで、260万円の減額ということで減額の専決のほうさせていただきました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） 理由についてはわかりましたが、この子ども・子育て支援事業計画、これを次世代育成行動計画とどうしてもリンクしている計画です。非常に今後の人口減少あるいは少子化、これの対応するために重要な計画になってくるというふうに思っていますが、確かに人件費、上級から中級というのでしょうか、下級というのでしょうか、それだけの研究員は必要ないということですが、そうしたことによって精度が下がるということはないのですか。それとたしかこれ400万円ぐらいの予算規模だと思うのですけれども、当初予算、平成30年度。そういったことで下げるのはいいのですけれども、精度が下がるということではないのでしょうか。そういうこと心配はないですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（鈴木美宝君） 精度が下がるということではございません。こちらのほうで求めていたもので、特に昨年度に関しましてはアンケート調査が主なもので、ニーズ調査が主なものでしたので、その結果を受けて今年度本格的な計画づくりに入っていくということで考えてございますので、精度が下がるとかということの理由ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） わかりました。先ほども言いましたとおり、将来を担う子どもたちを育成する大切な計画になると思いますので、ぜひ精度の高い実効性のある計画づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 教育長にお伺いしたいと思います。今回の災害復旧ということで専決で上げ

ている中の14ページですか、議第69号になります。これは、学校給食の件についてちょっとお伺いしたい。今現在、山北の子どもたちはどういう食事をしているのですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 事故後21日から給食を再開したわけですがけれども、6月の期間は簡易給食という形で調理を伴わない給食を食べていただいております。7月からは、今月は毎週水曜日は簡易給食、それ以外はお弁当持ちということで協力をいただいているところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今14ページに上がっている測量設計等委託料180万円というのは、これ給食センターだと思って私聞くのですけれども、私地元の父兄の方、子どもの親御さん、その方々から聞くとお弁当を持たせてやっている。現実そうだそうです。それから、学校の給食というか、学校で支給されるもの、レトルト的なような食事があると、パンも入っているという格好だそうです。そういうことで言いたいのは一日も早くもとどおりに直す、普通どおりの学校給食の体制に入っていないのかという、いつごろまでだというお話が強いものですから、ここで設計委託料は上がっていますが、多分この設計委託料で工事費も出てくる、そして工事にかかる、そして復旧が終わるという順序になってくると思うのですけれども、今現在市長の諸般の報告の中でも概算事業費という格好で教育施設の中で金額上がっています、かなり莫大な金額。多分その中に含まれていると思うのですけれども、今のところ、この学校給食が通常どおりになるのは教育長、いつごろになると思っているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 調査をしてもらったわけですがけれども、それによると工事期間だけでも3カ月程度かかるということでしたので、議員同様できる得る限り早急に復旧したいということを願っているところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今3カ月、多分私も想像していた数字が出てきたと思うので、父兄の方々がやはりそういうところで3カ月もこれからお弁当をつくったり、中には仕事を持っていてコンビニの弁当を出しているお母さんもいるという話。それでも学校の先生はいいですよと、コンビニ弁当でもいいですよと許可しているそうです。そういうことなので、できれば幾らでもそういうところの支障ないようにお願いなのですから、父兄との、学校とのこういうコミュニケーションの場をぜひともつくっていただきたいと、そう思いますので、ひとつお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おっしゃるとおり、7月1日にさんぽく小学校、山北中学校の保護者を対象に、まず説明会に上がりました。その上で調理場の状況とか教育委員会の願いなどもお話しした

わけですけれども、さらに考えられる方策はないかということで再度お邪魔するというので、また丁寧に説明させていただきたいと思っております。

○3番（本間善和君） よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 先ほど10番議員からありました議第58号、専決第11号なのですけれども、その中で繰入金の財政調整基金も多く減額されておりますけれども、そのほかに市債が多く減額されているので、ちょっとお聞きしますけれども、その中の18ページなのですけれども、当初予算よりそれこそ60%から70%以上も減額されているので、この農林水産業債も水産物供給基盤整備事業債も多く減額されているのですけれども、この理由についてお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） これは、あくまでも事業費の確定によりまして、最終の精算をさせていただいたというものでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） その下の土木債の関係なのですけれども、1点、河川海岸整備事業債もかなりの減額されておりますけれども。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） これ全ての起債におきましてでございますけれども、最終的に国のほうとの起債の申請とかが確定いたしまして、事業費の確定とともに起債のほうも全部整理をさせていただいたということでございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第55号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第56号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第57号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第58号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第59号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第60号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第61号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第62号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決いたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第63号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決いたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第64号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決いたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第65号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決いたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第66号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第66号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第67号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第67号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第68号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第68号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第69号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第69号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第93号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第93号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、昼食休憩のため午後1時まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-
- 日程第9 議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について
議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第72号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第73号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第74号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

- 議第75号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第76号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第77号 市道路線の認定について
- 議第78号 市道路線の変更について
- 議第79号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第86号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第70号から議第88号までの19議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第70号から議第88号までの19議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第70号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定について及び議第71号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきましては、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、情報通信施設使用料及び行政財産使用料について所要の改正を行うものであります。

次に、議第72号は村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、これまで年3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率につきまして、市町村の判断によりこれよりも低い利率での貸し付けを条例で規定できるようになったこと、また災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人につきましては市町村の判断により条例で規定できるようになったものであります。

次に、議第73号は村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、工業標準化法の一部改正により法律名が産業標準化法に変わり、条例で引用していた用語が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議第74号は村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、あらかわ病児保育センターの利用対象児童の年齢要件につきまして利便性の向上を図るため、現行の生後6カ月から小学校3年生までを生後6カ月から小学校6年生までに拡充するものであります。

次に、議第75号は村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修につきまして従来の都道府県知事が行う研修のほか、指定都市の長が行う研修について加えるものであります。

次に、議第76号は村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の基準を緩和したほか、自園調理の原則の適用を猶予される事業者に家庭的保育者の居宅以外での保育を提供している事業者を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第77号は市道路線の認定についてであります。本案は、日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の建設に伴い、猿沢地内において新たに整備する1路線を認定するものであります。

次に、議第78号は市道路線の変更についてであります。本案は、一般国道345号芦谷改良事業の完了に伴い、鵜泊地内において県から道路用地の譲渡を受けたことにより、1路線について終点を変更するものであります。

次に、議第79号は村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、県営圃場整備事業荒川第3地区工事で創設した大津農村公園用地をゲートボール場や集落行事等の使用に供するため、大津クロッカス農村公園として本条例に追加しようというものであります。

次に、議第80号 村上市合併処理浄化槽設置整備事業に係る個別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第81号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議第82号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について、議第83号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について、議第84号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について及び議第85号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。これら6議案は、いずれも本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、使用料、占用料等について所要の改正を行うものであります。

次に、議第86号は村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。市営坂町住宅につきましては、老朽化が進んでいるため、新規入居者の募集はしておらず、入居者の退去後はその都度管理戸数を減じてきたところであります。このたび空き家が生じたので、管理戸数を減らすため、条例改正を行うものであります。

次に、議第87号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第88号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。これら2議案は、いずれも本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、水道使用料について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号から議第88号までの19議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によってそれぞれ議第70号から議第73号までについては総務文教常任委員会に、議第74号から議第76号までについては市民厚生常任委員会に、議第77号から議第88号までについては経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第89号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億960万円を追加し、予算の規模を331億4,450万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第14款国庫支出金でプレミアム付商品券事業費補助金及び保育所等整備交付金などで1億1,978万4,000円を、第15款県支出金では低所得者保険料軽減負担金などで1,029万7,000円を、第19款繰越金では前年度繰越金4,708万4,000円を、第20款諸収入ではコミュニティ助成自治総合センター交付金及びプレミアム付商品券事業商品券販売収入などで2億3,243万5,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で交流・定住促進事業経費などで1,303万7,000円を、第3款

民生費ではプレミアム付商品券事業経費及び介護保険特別会計繰出金などで3億7,620万5,000円を、第5款労働費では勤労者総合福祉センター運営経費1,127万5,000円を、第6款農林水産業費では農業費において県事業の再編に伴う予算の組み替えなどにより426万7,000円を、第8款土木費では山北道の駅管理経費で143万9,000円を、第10款教育費では体育施設経費165万8,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思っております。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてお諮りをいたします。議第89号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第4号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第89号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第11 議第90号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第91号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第92号 令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第90号から議第92号までの3議案は、いずれも令和元年度各特別会計並びに上水道事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第90号から議第92号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第90号は、令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の規模を64億1,350万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、脳血管疾患の発症予防及び重症化予防のための保健活動推進に係る経費の補正であります。

歳入におきましては、第8款繰越金でその他繰越金3万4,000円を、第9款諸収入では県国民健康保険団体連合会補助金96万6,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第4款保健事業費で保健事業経費96万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第91号は令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ270万円を追加し、予算の規模を76億4,570万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして介護保険料の負担軽減の拡大に伴い、第1款保険料で第1号被保険者保険料3,536万円を減額し、第8款繰入金では低所得者保険料軽減繰入金などで3,529万3,000円を、第9款繰越金では前年度繰越金276万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第6款諸支出金で国庫支出金等返還金276万7,000円を追加しようとするものであります。

最後に、議第92号は令和元年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入では工事補償金1,786万4,000円を増額しようとするものであります。支出では、建設改良費4,540万円を増額し、総額6億4,958万円とし、5億8,197万円の不足となります。この不足する額を当年度消費税等資本的収支調整額2,440万7,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,081万2,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,675万1,000円で補填するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第90号から議第92号までの3議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、11日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時17分 散 会